

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- 加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
 - お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
 - この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット等の該当箇所、普通保険約款・特約集または保険証券^(注)をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。
- (注) 普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者である団体等に交付されます。
- 加入依頼者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報	加入依頼者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意くださいいただきたい事項
-------------	----------------------	---------------	---

I. ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

- ① この保険は、団体等を保険契約者とし、その構成員をご加入者とする団体保険契約です。保険料についてはご加入者から集めた保険料相当額を保険契約者から引受保険会社に払い込みいただけます。

■ 保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】 株式会社 ピー・アール・エフ
 【電話番号】 03-3266-0764 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

ご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター
0120-101-060 (無料)
 ※受付時間：平日 9:00～17:00
 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます

※ご加入の団体名（日本外洋ヨットオーナーズクラブ）をお知らせください。
 「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なく取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん 24 受付センター
0120-985-024 (無料)
 ※受付時間 [365 日 24 時間]
 ※IP 電話からは **0276-90-8852**(有料)におかけください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

- ② この保険は、船体条項（基本契約）、賠償責任条項（基本契約）、搭乗者傷害危険補償特約、捜索救助費用補償特約の4つの補償をまとめたヨット・モーターボート専用の総合保険です。船体条項と賠償責任条項の両方またはどちらか1つを基本契約としてご契約いただければ、それ以外の補償は自由に組み合わせることができます。

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款		
船体条項（基本契約）		賠償責任条項（基本契約）
+		
補償の種類	任意セットできる主な特約	自動的にセットされる主な特約
傷害の補償	・搭乗者傷害危険補償特約	・既発生台風対象外特約
費用の補償	・捜索救助費用補償特約	・セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約

(2) 基本となる補償、保険の対象(被保険船舶)および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

被保険船舶が補償地域^(注)の内に発生した事故による損害または傷害に対してのみ保険金をお支払いします。ただし、切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するために、被保険船舶が補償地域^(注)から離脱した場合は、その間に発生した事故による損害または傷害に対しても保険金をお支払いします。保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約集をご参照ください。

(注) 補償地域は、次の範囲内とします。

北海道、本州、四国、九州、奄美の各本島および沖縄諸島、陸地から 200 キロ以内の海域および内陸。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

注意喚起情報

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づき指定紛争解決機関として損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽ ADR センター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
 (全国共通・通話料有料) **0570-022-808**
 ナビダイヤル

※ 受付時間 [平日 9:15～17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。
 ※ IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
 ※ 詳細は一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

【保険金をお支払する主な場合】

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
船体条項	沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって被保険船舶に発生した損害に対して、船体保険金をお支払いします。
賠償責任条項	被保険者 ^(注1) が被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した事故 ^(注2) について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。 (注1) 賠償責任条項における被保険者とは次の者をいいます。 ・記名被保険者 ・記名被保険者の同居の親族で被保険船舶を使用中または管理中の者 ・記名被保険者の承諾を得て被保険船舶を使用または管理中の者。なお、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航など船舶を取り扱うことを業としている者が業務として受託した被保険船舶を使用または管理している間を除きます。 (注2) 他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。
傷害の補償 (搭乗者傷害 危険補償特約)	被保険者 ^(注1) が、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害 ^(注2) に対して、傷害保険金をお支払いします。 (注1) この特約における被保険者とは、被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます。 (注2) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 ③日射、熱射または精神的衝動による身体の傷害
費用の補償 (捜索救助費用補償特約)	被保険者 ^(注1) が遭難 ^(注2) したことにより、捜索者 ^(注3) から請求される捜索費用に対して、保険金をお支払いします。 (注1) この特約における被保険者とは、被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます。 (注2) 被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が行方不明となった時から48時間を経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者もしくは被保険者の親族またはこれらに代わる者が次のいずれかに掲げる者に対し、被保険者の捜索を依頼したことをもって遭難が発生したものと推定します。 ・警察署(水上警察署を含みます)、海上保安庁その他の公的機関 ・漁業組合 ・サルベージ会社または航空会社 (注3) 捜索に従事した者をいいます。

【保険金をお支払いしない主な場合】

補償項目	保険金をお支払いしない主な場合
船体条項	ア. 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失による損害 (ア) 保険契約者または被保険者または保険金を受け取るべき者 (イ) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険船舶の借主 (ウ) (ア) および(イ)に定める者の法定代理人((ア) および(イ)に定める者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます) (エ) (ア) および(イ)に定める者の業務に従事中の使用人 (オ) (ア) および(イ)に定める者の同居の親族。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、 イ. 詐欺または横領による損害 ウ. 被保険船舶に存在する欠陥、腐敗、腐食、さびその他自然の消耗による損害

	<p>エ. 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電氣的または機械的損害をいいます)</p> <p>オ. エンジンの盗難。ただし、船体とともに盗取された場合、または艇庫^(注1)内に保管されている間もしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に発生した場合を除きます。</p> <p>カ. ア. (ア) から(オ)までのいずれかに該当する者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に発生した損害</p> <p>キ. 洪水、高潮、暴風雨、旋(せん)風、台風その他これらに類似の自然現象によって発生した損害またはこれらに随伴して発生した損害。ただし、被保険船舶が航海中^(注2)に、または艇庫^(注1)内に保管されもしくは船舶の保管を業とする保管業者に寄託されている間に発生した場合を除きます。</p> <p>ク. セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピナーカーおよびストームジブなどすべてのセールをいいます)、プロペラ、シャフト、ギヤユニットおよびケースなどドライブユニット(船外機についてはローユニット)に発生した損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合を除きます(セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約)。</p> <p>ケ. エンジン焼付によりエンジン自体に発生した損害(セール、ドライブユニット、エンジン焼付損害対象外特約)</p> <p>コ. 契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって発生した事故^(注3)により、被保険船舶に損害が発生した場合(既発生台風対象外特約) など (注1)「艇庫」とは、盗難危険および風水災危険に対する防衛措置(屋根、外壁および扉)が施されている施設をいいます。 (注2)「航海中」には、航海の途中において港またはその他の海上に停泊する場合を含みます。ただし、搭乗者がその船舶を管理でき、また、風水災に対して直ちに処置できる状態にある間に限ります。 (注3) その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって発生した事故も含みます。</p>
賠償責任条項	<p>ア. 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者、記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます)の故意による損害</p> <p>イ. 記名被保険者以外の被保険者の故意による損害(ただし、それによってその被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、)</p> <p>ウ. 被保険船舶に搭乗している者(操縦者を含みます)に対する損害賠償責任</p> <p>エ. 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>オ. 被保険者の使用人が、被保険者の業務(家事を除きます)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>カ. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任</p> <p>キ. 被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その特別の約定によって加重された損害賠償責任 など</p>
傷害の補償 (搭乗者傷害 危険補償特約) および費用 の補償(捜索	<p>ア. 被保険者の故意または重大な過失によりその被保険者について発生した損害または傷害</p> <p>イ. 被保険者が酒に酔った状態で被保険船舶を操縦している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合にその被保険者について発生した損害または傷害</p> <p>ウ. 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその被保険者について発生した損害</p>

救助費用補償 特約) 共通	または傷害 エ. 被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に発生した損害または傷害 など
各補償項目共通	ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害または傷害 イ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって発生した損害または傷害 ウ. イ.以外の放射線照射または放射能汚染によって発生した損害または傷害 など

②お支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

補償項目	お支払いする保険金の額
船体条項	<p>ア. 全損の場合 船体保険金額^(注)を限度に、被保険船舶に損害が発生した地および時における保険価額(時価額)^(※1)により、船体保険金をお支払いします。</p> <p>イ. 全損以外の場合</p> $\text{船体保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{船体保険金額(注)}}{\text{保険価額(時価額)(※1)}}$ <p>(注) 保険金額が保険価額(時価額)^(※1)を超える場合は、保険価額(時価額)^(※1)とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 船体保険金額は保険価額(時価額)^(※1)と同額で設定してください。船体保険金額が保険価額(時価額)^(※1)に達しない場合は、十分な保険金をお受取りになれないことがあります。また、保険価額(時価額)^(※1)を超過して船体保険金額を設定された場合は、保険価額(時価額)^(※1)を限度としてお支払いすることとなりますのでご注意ください。 損害の額のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の免責金額(損害の額 - 船体保険金の額)を超過するときは、引受保険会社は船体保険金の額からその超過額を差し引いて船体保険金をお支払いします。 引受保険会社が被保険船舶の盗難によって発生した損害に対して船体保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に被保険船舶が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った船体保険金を引受保険会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険船舶に発生した損害に対して船体保険金を請求することができます。 <p>【損害の額】 損害の額は保険価額(時価額)^(※1)によって定めます。損害が生じた被保険船舶を修理することができるときには保険価額(時価額)^(※1)を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> $\text{修理費(※2)} + \text{費用(※3)} - \text{修理によって被保険船舶の価額(※4)} - \text{修理に伴って生じた残存物が増加した場合はその増加額(※5)} - \text{修理がある場合はその価額}$ <p>(※1) 損害の生じた地および時における被保険船舶の価額^(※4)をいいます。 (※2) 損害が生じた地および時において、損害が生じた被保険船舶を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険船舶の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (※3) 損害防止費用、権利保全行使費用、盗難引取費用を含みます。</p>

	<p>(※4) 再調達価額^(※6)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^(※5)を差し引いた額をいいます。ただし、被保険船舶が商品・製品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額^(※7)をいいます。</p> <p>(※5) 被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額^(※6)の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額^(※6)の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※6) 被保険船舶と同種のを再築または再取得するのに要する額をいいます。 (※7) 再作成または再取得するのに要する額がその被保険船舶の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。</p>
賠償責任条項	<p>ア. 損害賠償金 ・身体の障害(対人事故)：治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 ・財物の損壊(対物事故)：修理代等</p> <p>イ. 損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をお支払いします。</p> <p>ウ. 権利保全行使費用 他人に損害賠償請求をすることができる場合にその権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。</p> <p>エ. 緊急措置費用 応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします)。</p> <p>オ. 争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。</p> <p>※ イ. からエ. については、その実費につき、1回の事故についてア. の額と合算して免責金額を超過した額を、賠償保険金として賠償責任保険金額を限度にお支払いします。 ※ オ. については、ア. からエ. の賠償保険金とは別に実費をお支払いします。ただし、1回の事故についてア. の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> $\text{オ. についてお支払いする金額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{ア. の損害賠償金}}$
傷害の補償 (搭乗者傷害 危険補償特約)	<p>死亡 保険金 事故による傷害のため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、1 名傷害保険金額^(注1)の全額^(注2)をお支払いします。 (注1) 被保険者 1 名あたりの傷害保険金額をいいます。 (注2) 既に支払われた後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額とします。</p> <p>後遺障 害 保険金 事故による傷害のため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、1 名傷害保険金額の 4~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して 1 名傷害保険金額が限度となります。</p> <p>医療 保険金 事故による傷害の治療のため入院および通院した場合に、1 名傷害保険金額の 1,000 分の 1 に入院および通院による治療日数を乗じた額を医療保険金としてお支払いします。ただし、治療日数は 180 日を限度とします。また、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院および通院に対しては医療保</p>

	険金をお支払いできません。
費用の補償 (捜索救助費用補償特約)	捜索救助費用保険金額を限度として、捜索救助活動に必要なまたは有益と認められる実費をお支払いします。

③ 主な特約の概要 (詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください)

契約概要

ご契約時のお申出でかわからず、補償項目やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約 (自動セット特約) と、ご契約時にお申出があり、引受保険会社が引き受ける場合にセットされる特約 (任意セット特約) があります。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。

④ 複数のご契約があるお客さまへ (補償が重複する可能性のある特約のご注意)

注意喚起情報

他の保険契約等 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます) により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額 (支払限度額) 等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が 1 つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

⑤ 保険の対象 (被保険船舶)

契約概要

加入申込票をご参照ください。詳細は、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。

⑥ 保険金額の設定

契約概要

船体保険金は、被保険船舶の保険価額 (時価額) と船体保険金額の割合で、船体保険金額を限度としてお支払いします。船体保険金額を保険価額 (時価額) より低く設定されますと、その割合に応じて船体保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額 (時価額) を超えて設定した場合、その超過分は、船体保険金のお支払対象になりませんのでご注意ください。

詳細は取扱代理店・扱者もしくは引受保険会社までお問い合わせください。また、実際にご加入いただくお客さまの保険金額等引受条件につきましては、加入申込票をご確認ください。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- 保険期間：1 年、または 1 年未満での短期のご契約、1 年超の長期のご契約も可能です。
- 補償の開始時期：始期日の午後 4 時に補償を開始します。
- 補償の終了時期：満期日の午後 4 時に終了します。

詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、被保険船舶の種類、保険金額、保険期間、セットする特約等により決まります。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

お客さまの保険料払込方法につきましては、加入申込票をご確認いただくか、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約概要

II. ご加入時におけるご注意事項

注意喚起情報

(1) 加入依頼者または被保険者になる方は、加入申込票^(注)の記載事項について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務 (告知義務) があり、取扱代理店には告知受領権があります。取扱代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

(注) ご加入時に引受保険会社に提出していただく書類で、ご加入に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた加入申込票の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、加入依頼者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項
①被保険船舶の種類、艇長・馬力 ^(注) 、用途
②他の保険契約等に関する情報
(注) ヨットの場合は艇長、モーターボートの場合は馬力をいいます。

2 クーリングオフ説明書 (ご加入のお申込みの撤回等について)

注意喚起情報

(1) 保険期間が 1 年を超えるご契約については、ご加入のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解除 (クーリングオフ) を行うことができます。クーリングオフができる期間は、ご加入を申し込まれた日、または本書面の受領日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内です。この期間内に、引受保険会社宛て (下記①) に必要事項 (下記②) を記載のうえ、必ず郵便にてご通知ください。(8 日以内の消印有効。取扱代理店・扱者ではお申し出を受け付けることはできません)

①宛先：〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 28 番 1 号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 業務品質向上推進部 お客さま相談デスク 行

②クーリングオフのお申し出にあたりご通知いただく必要事項

・ご加入のクーリングオフを申し出る旨の文言

・ご加入を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)

- ・ご加入を申し込まれた年月日
- ・保険種類
- ・領収証番号または証券番号
- ・ご加入を取り扱った代理店・
- ・ご加入の取扱営業店名

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下の契約
- 営業または事業のための契約
- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 質権が設定された契約
- 第三者の担保に供されている契約

(2) クーリングオフのお申し出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

(3) クーリングオフの場合は、既に払い込みいただいた保険料はお返しします。また、取扱代理店・扱者および引受保険会社は、クーリングオフによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求しません。

ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日（始期日以降に保険料を払い込まれたときは、引受保険会社が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割りで払い込んでいただくことがあります。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等（契約締結後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

(1) 加入依頼者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社に連絡する義務（通知義務）があります。ただし、特殊な危険を補償する特約をセットいただく場合は、次に記載する通知事項が発生する前にあらかじめ連絡をいただく場合があります。なお、詳細は普通保険約款・特約集等に記載されている各種特約をご参照ください。

通知事項

- ①被保険船舶の種類、艇長・馬力、用途を変更した場合
- ②①のほか、特約において取扱代理店・扱者または引受保険会社に通知すべき旨が定められている事実が発生した場合

加入依頼者または被保険者の故意や重大な過失により、通知事項について遅滞なくご連絡いただけなかった場合、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと^(注)がありますのでご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。

- ①譲渡・売却などにより被保険船舶の名義を変更した場合
- ②ご加入者の住所または連絡先を変更した場合

(3) 次に掲げる場合においては、被保険船舶がご契約の引受範囲を超えてしまうため、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときには、改めてご契約し直していただくことができますが、本商品と補償内容が異なることがあります。

①被保険船舶が次に掲げる船舶以外のものに変更となった場合

- ・帆走ヨット
- ・総トン数 20 トン未満のモーターボート
- ・総トン数 5 トン未満の船舶
- ・プレジャーボート（総トン数 20 トン以上で次の要件のすべてを満たすモーターボート）「一人で操縦を行う構造である」「長さが 24 メートル未満である」「スポーツやレクリエーションのみに用いられる」

②被保険船舶の保管場所が日本国外となった場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご加入を途中で解約される場合は、取扱代理店・扱者もしくは引受保険会社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合がありますが、解約日時点で未払込保険料がある場合は、未払込保険料をご請求させていただきます。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。



次の事由に該当した場合について、既に払い込んでいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者または被保険者が被保険船舶を譲渡した場合、または被保険船舶の全部が失われた場合は、この保険契約は失効となります。この場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問い合わせください。
- (3) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消となることがあります。既に払い込んでいただいた保険料は返還できません。

Ⅳ. その他留意していただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

3 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記（2）の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます）。

- | | |
|---|----|
| (1) 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合 | |
| (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 | |
| (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 | など |

4 継続契約について

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款、特約集、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

5 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には事故のご連絡の際にお申し出ください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち引受保険会社が求める書類を提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

①引受保険会社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
②引受保険会社所定の損害（事故）状況報告書	
書類の例	・事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか④ア・オ、⑤ア・ウ、⑥ア・ウまたは⑦ア・ウに掲げる書類もご提出いただく場合があります。
③保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書・商業登記簿謄本・法人登記簿謄本・戸籍謄本 など
④船体の損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
ア.損害の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書、海上保安庁・漁業組合等の証明書等）またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
イ.損害の額を証明する書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書・保証書・仕様書）・損害防止に支出した費用を示す書類 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） など
ウ.被保険船舶であることを証明する書類	
書類の例	被保険船舶であることを証明する書類 など
エ.この保険契約に質権が設定されている場合に必要となる書類	
書類の例	・質権直接支払指図書・質権者の保険金請求書・質権の債権額現在高通知書 ・保険金支払先確認書 など
オ.その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類（免許証等）・権利移転書 ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
⑤損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
ア.損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
イ.損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類・修理見積書、請求明細書、領収書・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書・図面（配置図、建物図面）・仕入売上伝票 ・引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料・死亡診断書、死体検案書・葬儀費明細書、領収書 ・交通費・諸費用の明細書・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書） ・受領している年金額を示す資料・政府労災からの支給額を示す資料 など
ウ.その他の書類	

書類の例	・運転資格を証明する書類（免許証など） ・権利移転書 ・先取特権に関する書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
⑥ 傷害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
ア. 事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）またはこれに代わる書類 ・死亡診断書または死体検案書 ・医師の診断書 ・後遺障害診断書 など
イ. 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・医師の診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書 など
ウ. その他の書類	
書類の例	・調査同意書（引受保険会社が傷害の状況などの調査を行うために必要な同意書） など
⑦ その他費用に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
ア. 事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書等）またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・損害状況の見解書、写真 など
イ. 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・請求明細書、領収書 ・捜索費用の支出を示す書類（領収書、請求書） など
ウ. その他の書類	
書類の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

(4) 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客様より保険金請求書類を提出していただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約集に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。

損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額^(注)に相当する額となった場合、ご契約はその損害発生時に終了します。保険金額^(注)に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

(注) 保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）とします。

7 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

ご加入いただく内容に関する確認事項（意向確認事項）

お客さまのご意向に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であることを確認のうえご加入ください。また、払い込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出にかかわる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら、取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

●今回お申し込みいただく保険についてご確認をお願いします。

1. 下記項目について、お客さまのご意向に沿った内容であることをご確認ください。

(1) 補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合など）

(2) 保険金額（型やパターンなど）

(3) 被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項については契約概要のご説明に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

●また、現在ご加入のご契約（満期を迎える契約）にご不明な点がある場合には、取扱代理店もしくは引受保険会社までお申し出ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社